

平成 18 年 11 月 1 日
総務省統計局

地方公共団体との調整状況

- 10 月 6 日 「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」を公表。
同時に、都道府県及び市町村（都道府県経由）に送付。
- 10 月 11 日 都道府県及び人口 10 万人以上市（都道府県経由）に対し、計画に
関する意見について照会。
- 10 月 17 日 「統計調査業務に関する全国都道府県統計主管課長会議」開催
（主な論点）
- ・ 民間開放全般について
 - ・ 計画策定までの手続きや統計局からの情報提供について
 - ・ 19 年度周期調査への対応（スケジュール等）
 - ・ 事務処理基準について
 - ・ 制度面や個別調査における課題との関係について
 - ・ 地方における調査体制や調査員の実態について 等
- 10 月 24 日 「統計調査業務に関する政令指定都市統計主管課長会議」開催
（主な論点）
- ・ 民間開放全般について
 - ・ 計画策定までの手続きや統計局からの情報提供について
 - ・ 19 年度周期調査への対応（スケジュール等）
 - ・ 事務処理基準について
 - ・ 制度面や個別調査における課題との関係について
 - ・ 民間開放の実施の主体について 等
- 10 月 25 日 計画に関する照会（対都道府県）の提出期限
- 10 月 27 日 計画に関する照会（対市区町村）の提出期限

総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画

平成18年10月6日
総務省統計局

基本的な考え方

「簡素で効率的な政府」の実現は、国・地方を通じた我が国全体の喫緊の課題であり、統計行政の分野においても、厳しい行財政事情の下、業務の一層の効率化を進めつつ産業構造の変化に対応した新たな統計の整備等の諸課題に対応していくことが求められている。

こうした情勢の下、民間事業者の創意と工夫を活用して統計調査に係る業務の見直しを行い、業務の効率化と統計の質の維持向上等を図ることは重要な課題となっており、今回の民間開放に関する取組を契機に、統計の信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組を構築することは、将来的な統計行政の発展に寄与するものである。

このため、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提に、総務省所管の指定統計調査に関連する業務について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放（以下「民間開放」という。）を以下の取組を通じて積極的に推進していくこととする。

なお、本計画は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）に基づき、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向け、調査実施者である総務省としての取組方針を現時点で整理するため、策定するものである。

総務省所管の指定統計調査の実施に関わる業務の民間開放

1. 国直轄調査（科学技術研究調査）

総務省において直接調査実施に関わる業務を行っている科学技術研究調査（調査員による訪問等を伴わない郵送調査。毎年5月から調査を開始）については、以下のとおり民間開放を進めていくこととする。

本調査の調査時期等を踏まえ、平成18年度に入札を実施し、次回調査（平成19年調査）から民間委託を開始する。

調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務を対象とする。

契約については、平成19年度は単年度とし、20年度以降については、19年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

2. 地方公共団体に実地調査を委託している調査

地方公共団体に実地調査を委託している調査について、現時点における考え方及びそれに基づく具体的措置は以下のとおりである。

個人企業経済調査等の総務省所管の指定統計調査は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体に実地調査を委託している。

(1) 考え方

当面の民間開放の推進方策

調査員を用いて実地調査を行っている総務省所管の指定統計調査は、一部の例外を除き全国でくまなく大規模に実施する、国勢の基本に関する統計調査である。

こうした指定統計調査について全国規模で一律に民間開放を実施する場合には、現在、法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となる。こうした措置をとるためには、全国を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となる。

これに対し、調査業務に係る民間事業者の現状は、業界団体等からのヒアリング結果によれば、各事業者が用いている調査員の数等の面からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。他方、上記ヒアリング結果や試験調査への応札状況等からみて、統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在しており、規模を限定すること等の条件を付せば、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することは可能と考えられる。

こうした現状等を踏まえると、地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当である。これにより民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出する。

国として講ずべき措置

上記の実地調査に関する業務については、各地方公共団体の主体的判断により民間開放が実施されることとなるが、国として、地方公共団体における民間開放の取組を平成19年度から可能とするための環境整備を行うことが必要である。

業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査

国勢調査については、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告（平成18年7月公表）を受け、調査方法の大幅な変更が予定されており、国、地方公共団体における業務内容等は、今後、試験調査の結果等を踏まえつつ具体化することとしている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等に基づいて新設予定の経済センサスについても、現在、平成21年の調査実施に向け、調査方法等の具体化に向けた検討が進められているところである。

これらの調査については、見直しや企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し、結論を得ることとする。

(2) 環境整備等の具体的措置の内容

概要及びスケジュール

平成19年度から、総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体において民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省令・要綱等を調査時期の到来に応じて順次改正するとともに、地方公共団体における民間開放の取組を促進するための措置について検討することとする。なお、平成19年度に実施する5年周期の大規模調査については、調査の実施時期が19年秋であることを踏まえれば、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して取組を進める。

また、統計の正確性を確保し、調査対象となる国民や企業からの信頼を維持するとともに、これらの国民や企業の秘密保護を確実なものとするために、民間開放の基準・条件等（業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等）についても、処理基準として、調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示する。

対象業務

民間開放の対象業務は、調査員が行う調査票の配布・収集・照会対応（記入指導等）、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等とする。

調査の流れに応じた民間開放の在り方

「国 - 都道府県 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する都道府県により実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する市（区）町村が、都道府県の同意を得て実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、上記の業務は都道府県と市（区）町村の間で分担されていることから、調査実施に関わる業務の包括的な民間開放については、業務の多くの部分を担う市（区）町村が、当該市（区）町村の属する都道府県の同意を得て実施する仕組みとすることが合理的である。具体的方法としては、都道府県は、事務処理特例条例（地方自治法252条の17の2）を制定することにより、上記の事務のうち都道府県が行う事務を当該市（区）町村に委託した上で、当該市（区）町村において民間開放を実施することが考えられる。

なお、上記の考え方や、環境整備等の具体的措置の内容については、本計画について地方公共団体から寄せられる意見、現在実施中の試験調査の結果等を踏まえ、関係府省とも連携しつつ、平成18年度末までに、必要な見直しと更なる具体化を図るものとする。

総務省所管の指定統計調査一覧

平成18年4月1日現在

指定統計調査名	周 期	次回調査実施時期	調査の流れ
事業所・企業統計調査	5年 (中間年に簡易調査)	18年度	
社会生活基本調査	5年	18年度	
就業構造基本調査	5年	19年度	
全国物価統計調査	5年	19年度	
住宅・土地統計調査	5年	20年度	
地方公務員給与実態調査	5年	20年度	
全国消費実態調査	5年	21年度	
国 勢 調 査	5年	22年度	
サービス業基本調査	5年		
労働力調査	毎月		
小売物価統計調査	毎月		
家 計 調 査	毎月		
個人企業経済調査	毎四半期		
科学技術研究調査	毎年		

事業所・企業統計調査、サービス業基本調査については、経済センサスの創設に伴い廃止予定

調 査 の 流 れ 図

